

地滑り基礎調査業務委託
見 積 仕 様 書

令和8年10月

福島県〇〇建設事務所

第1章 総則

(適用)

第1条

本特記仕様書は、福島県〇〇〇建設事務所が発注する「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）第4条の規定に基づく基礎調査の業務委託に適用する。

本特記仕様書に定めなき事項については、

- (1) 土砂災害防止法（平成12年5月8日法律第57号）
（最終改正：令和4年6月17日法律第68号）
- (2) 建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成13年3月28日政令第85号）
- (3) 土砂災害防止法施行令（平成13年3月28日政令第84号）
（最終改正：平成29年3月29日政令第63号）
- (4) 土砂災害防止法施行規則（平成13年3月30日国土交通省令第71号）
（最終改正：令和2年12月23日国土交通省令第98号）
- (5) 土砂災害防止法施行令第2条第2号の規定に基づき国土交通大臣が定める方法を定める告示（平成13年3月28日国土交通省告示第332号）
- (6) 土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は堀の構造方法を定める件（平成13年3月30日国土交通省告示第383号）
- (7) 土砂災害防止対策基本指針（平成18年9月25日国土交通省告示第1131号）
（最終改正：令和2年8月4日国土交通省告示第785号）
- (8) 土砂災害防止に関する基礎調査の手引き（平成13年6月財団法人砂防フロンティア整備推進機構）
- (9) 土砂災害防止法に基づく福島県版基礎調査の手引き（令和7年2月改訂版）
- (10) 土砂災害防止法に使用する数値地図作成ガイドライン（案） 暫定版 ～第8版～
（平成27年6月 （財）砂防フロンティア整備推進機構）
- (11) 共通仕様書〔業務委託編 I・II〕によるものとするが、現地の状況等によりこれによりがたいと判断される場合は、発注者と協議するものとする。

(目的)

第2条

本業務は、土砂災害防止法第7条第4項及び同法第9条第4項に規定される土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域として法指定に使用する図面の作成およびその技術的根拠をまとめるものである。

(調査対象箇所)

第3条

調査対象箇所は、土砂災害が発生するおそれのある土地（地すべり危険箇所及び地すべり危険地区並びに地すべり防止区域）、災害が発生した箇所等とする。

(実施基準)

第4条

危害のおそれのある区域等の設定には、（一財）砂防フロンティア整備推進機構が特許を有する土砂災害警戒区域等設定支援システム又はそれと同等以上のシステムを使用するものとする。なお、同等以上のシステムを使用する場合は、発注者と協議するものとする。

(資料の貸与)

第5条

（1）貸与資料は以下のとおりとする。

- ① 5mメッシュ数値標高モデル（DEM）を利用して作成した数値地図（1/2,500DM）、TIN、空中写真（オルソフォト）（以上をまとめて、以下「地形図等」という）。
- ② 土砂災害防止法に基づく福島県版基礎調査の手引き（令和7年2月改訂版）
- ③ 土石流危険渓流カルテ
- ④ その他必要となる資料

（2）受注者は、本業務に必要な資料等の貸与を発注者に求めることができる。ただし、発注者は、業務上必要と認められた場合のみ資料等の貸与を行うものとする。

（3）受注者は、貸与された資料等について業務に関する目的以外で複製したり、他に譲渡や転用をしてはならない。又、紛失・破損等が無いよう責任をもって保管し、必要がなくなった場合には速やかに返却することとする。特に電子データ等については、取り扱いに注意するとともに、業務終了後には複製データを削除すること。

(計画準備)

第6条

本業務に先立ち、調査内容を十分理解したうえで、目的が達成できるよう調査計画を立案するとともに、業務の準備を行う。

(打ち合わせ協議)

第7条

本業務を円滑に実施するにあたり、業務着手時、中間時2回、成果品納入時の計4回の打ち合わせ協議を行うものとする。又、その他必要に応じて、適宜打ち合わせを実施する。なお、業務着手時及び業務完了時には、管理技術者が立ち会うものとする。

第2章 地滑り

(机上調査)

第8条

(1) 地滑りブロックの抽出

地すべり対策事業を目的として、地質調査や動態観測が実施され、地すべりブロックの形状やすべり方向が確認（もしくは設定）されている地すべり区域については、その結果を最優先する。

既往調査で地滑りブロックが設定されていない区域においては、空中写真判読や地形図判読等により抽出する。

(現地調査)

第9条

現地調査は次のとおりとする。

(1) 人家等の立地状況調査

地滑りブロックの周辺（主に地滑り方向）における以下の項目について、現地調査を実施する。

①人家（人家戸数）立地状況

②公共施設等立地状況（要配慮者利用施設を含む）

この調査により、地滑りブロックの周辺に①②の立地がない場合で、さらに人家等の立地の可能性が低いと判断される場合には、それ以上の調査及び区域設定を不要とする。

※なお、調査項目等については「区域調書作成例」を参考にすること。

(2) 地滑り方向の設定

机上調査（既往調査資料、空中写真判読、3次元地図）により推定された地滑り方向について、滑落崖の傾斜方向や左右側方部の伸張方向など、地滑りブロックの輪郭部を基本に確認を行う。また、設定された地滑り方向と現地の地滑り現象から推定される移動方向が整合しない場合は、地形調査で設定された地滑り方向を必要に応じて修正し、写真を撮影する。

(3) 地滑りブロックの形状および明瞭性

地滑りブロック全体の輪郭（頭部、左右側方部、末端部）を示す地形要素の有無とその位置を確認し、また、それらの明瞭性についても把握し、写真を撮影する。

明瞭な地形要素がみられない場合には、机上で設定した輪郭を現地に投影し、その位置の写真を添付すること。

(4) 地滑りブロックの活動性

地滑りブロックの活動性の有無を把握する。以下に示す滑動根拠を把握した際には、写真を撮影する。

なお、確認する位置は、地滑りブロック輪郭部（頭部・滑落崖の亀裂や側方部の亀裂・崩壊、末端部の隆起・押し出しなど）を基本とする。

I 頭部：滑落崖、後背亀裂、頭部の引張り亀裂

II 側部：側方亀裂、側方崖崩壊

III 末端部：隆起及び押し出し現象、圧縮亀裂、末端部崩壊

Ⅳ構造物等：建築物・擁壁・道路等の亀裂、はらみだし、変形

（危害のおそれのある土地等の区域設定（机上））

第10条

（1）地滑り区域の設定

現地調査で確認した地滑りブロックの明瞭性及び活動性をもとに、地滑りブロックをA～Dの4ランクに区分し、隣接する地滑りブロックの形態やランクを考慮した上で、ブロックを統合して地滑り区域を設定する。

また、地滑り区域（統合されたブロックを含む）について長さ、幅を設定する。

（2）危害のおそれのある土地の区域設定

地滑り区域毎（ランクA～D）に、区域の形状および地滑り方向に基づき、危害のおそれのある土地の区域を設定する。

（3）著しい危害のおそれのある土地の区域設定

ランクAの地滑り区域について、以下の項目について検討し、著しい危害のおそれがある土地を設定する。

- ・地滑り区域の設定
- ・地滑り区域の長さ、幅の設定
- ・移動による力の算出
- ・建築物の耐力の算出
- ・著しい危害のおそれのある土地の設定

（とりまとめ調書作成及び照査）

第11条

上記、第8条から第10条までの調査項目について公示図書に使用できるようとりまとめ、区域調書及び公示図書に整理するものとする。また、本業務について照査計画を作成し、照査を実施する。

※なお、とりまとめに際し「区域調書作成例」を参考にすること。

第3章 成果品

（成果品の作成）

第12条

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- （1）業務報告書
- （2）基礎調査結果（区域調書一式）
- （3）公示図書
- （4）区域設定のセットデータ

なお、電子成果品は、福島県電子納品等運用ガイドラインに基づき作成するものとする。